

2014年度船橋市に対する具体的な要望

2014/10/25 船橋市学童保育連絡協議会

項番	2014年度要望	2014年9月12日回答及び10月20日回答 10月20日回答には【再】と記載
①	<p>日頃より放課後ルーム事業の推進については、かねてより特段のご配慮いただき心より御礼申し上げます。</p> <p>今後も放課後児童クラブ事業は、公設公営の放課後ルームで運営して頂くようお願いします。 特に、今年度から開始された放課後子供教室と一体的な運営がされないように強く要望します。 その担保のためにも、放課後ルーム事業を教育委員会に移管しないでください。</p> <p>3月議会で、「放課後子供教室をすでに実施している他市の例を見ると放課後ルームの利用状況に少なからず影響を与えることが予想されるので、今後の利用状況を見た上で施設増設も含めて多様な手法を検討したい」と答弁されています。この「他市の例」の公表をお願いします。 その他、視察などを行い子供教室のモデルとして考えている自治体があれば公表してください。</p>	<p>今後につきましても、公設公営での放課後ルーム事業の運営をしていく方針でございます。</p> <p>【未回答】</p> <p>【再】他市の例については【未回答】 ・放課後ルームと放課後子供教室は、事業の目的や対象者が異なりますが、放課後に同じ学校の中で児童の居場所を提供し、遊び等を実施しておりますことから、保護者や児童の選択は生じてくるものと考えております。 ・我孫子市を視察しました。</p>
	<p>毎年ルームの増設を行って頂いている事に感謝しております。しかし残念ながら今年4月時点で入所不許可数が335名に達しました。 2004年以降で、最悪の状況になっております。</p>	<p>施設の増設・整備につきましては、児童数の推移や放課後子供教室の利用状況等を見据えて行ってまいります。 学校施設内での放課後ルームの整備を第一に考えてまいります。</p>

<p>②</p>	<p>a) 国は2019年度までの5年間で、全国で約90万の定員を30万人増やす計画です。33%増です。 これを船橋に当てはめるならば、4509人の定員が6000人になります。2010年度策定の次世代育成支援行動計画「ふなばし・あいプラン(後期計画)」では、2014年度の定員の目標は5164でした。 この600人未達の要因を分析するとともに、新たな増設計画を策定してください。 船橋市総合計画では、2015年度2施設、2016年度2施設の増設が目標となっています。目標以上増設を強く要望します。</p> <p>b) 3年生以下で待機が発生している以下のルームについては具体的な増設計画を示してください。 宮本、葛飾、小栗原、八栄、二和、法典西、塚田、二宮 小学校内で増設するためには、児童育成課と教育委員会との密接な協力が不可欠です。 教育委員会の視点からも回答をお願いします。</p> <p>c) 小学校内に空き教室も敷地の余裕もない場合、小学校敷地内設置にこだわらず、近隣の土地確保も視野に入れた増設を検討してください。</p> <p>d) 児童ホームなどの施設利用も視野に入れてください。</p>	<p>【再】増設計画策定については【未回答】 ・地域により待機児童が発生しているところもあり、放課後ルーム毎にその状況が異なりますので、学校ごとの児童推計や放課後子供教室の利用状況等を勘案し、必要なところについては増設を含め対応していきたいと考えております。</p> <p>【未回答】</p> <p>【未回答】</p>
----------	--	---

	<p>大規模なルームでは、一ヶ所に多くの子どもが生活しています。指導員が活発な児童に気を取られ怪我の危険が増加します。指導員と言葉を交わせる子とそうでない子の差が大きくなり、おとなしい子どもに寂しさや不安感を与えます。それが理由でルームに行きたくないという児童は多くいます。中には、退所する児童も少なくありません。これでは保護者の就労が保障されないばかりか、子どもたちの人権がないがしろにされている状態です。</p>	<p>(a) 増設・改築の際には、新基準にて整備を図ってまいります。 (b) 専用区画の面積には、台所、便所、倉庫は考慮しておりません。</p>
<p>③</p>	<p>a) 国の基準は、[定員＝面積÷1.65㎡]ですが、船橋市は当面[定員＝面積÷1.5㎡]を残すとしています。 「当面」の目処を明確に示すとともに、解消計画を立案し、公表してください。</p> <p>b) 専用区画の面積について厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知では、「利用者の生活の場としての機能が十分に確保される場所であることが必要であるため、事務室、便所等は含まない。」としています。船橋市の方針を示してください。</p> <p>c) 入所児童数が毎年40名を超えているルームは早急に分割し、平成29年度までに完了する計画をたててください。</p> <p>d) 新規に増設するルームの定員は40名以下としてください。</p>	<p>【未回答】 【回答不十分】船橋市は局長通知を無視するという意味ですか？ 【再】 ・当該局長通知のとおり、専用区画の面積には便所等は含めないものと考えております。</p> <p>(c) 大規模なルームがあることは認識しておりますが、現時点ではルームの分割についての計画はございません。施設・設備の配置や構造上などの問題から分割が難しいルームが多くありますが、あまりにも大規模なルームにおきましては、今後も個別に対応を検討してまいります。</p> <p>(d) 新規の整備が必要となる箇所につきましては、その状況を考慮して規模を検討してまいります。</p>
	<p>障がいをもった児童が待機になる事例が発生しています。障がいをもった児童が短時間であれ一人で留守番をすることは困難です。</p> <p>a) 入所審査にあたって障がいの程度に応じた点数加算をしてください。</p>	<p>(a) 障がい児の場合は4年生以上であっても3年生までと同様の取り扱いにするなど、受け入れに配慮しておりますが、障がいの程度に応じた点数加算につきましては、現在のところ考えておりません。</p>

④	<p>b) 新設・増設のルームはバリアフリースロープの設置をしてください。また、既設のルームも順次、バリアフリー化を進めてください。</p> <p>c) 障がい児や発達支援児に関する研修を増やしてください。</p> <p>d) 該当する児童がいる場合、園長や指導員が学校との情報共有を定期的に行うよう義務付けてください。 省令でも「利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。」と定められています。</p>	<p>(b) 新設・増設するルームでは、バリアフリー・スロープの設置など可能な限り設計に組み込んでおります。また、既存施設につきましては、緊急性や施設の構造等の状況をよく確認して対応してまいります。</p> <p>(c) 障がい児への対応などに関する研修につきましては、今後も引き続き内容を精査し、実施してまいります。</p> <p>(d) 定期的ではございませんが、必要に応じて学級担任などと個別に情報交換を行っており、今後も連携を図ってまいります。</p>
⑤	<p>指導員が慢性的に不足し子どもの安全な生活が脅かされています。</p> <p>a) 非常勤指導員の待遇を抜本的に改善しなければ、人材確保は困難です。他の市に人材が流失しています。早急に待遇を改善してください。</p> <p>b) 内閣府の「保育緊急確保事業」を活用してください。申請の締切が11月に延びたと聞いております。 この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。</p> <p>c) 指導員の配置基準を公表してください。放課後ルーム条例に定員と同様に明記してください。</p>	<p>(a) 指導員の待遇改善につきましては、市全体との均衡を考慮しながら関係部課と協議してまいりたいと考えております。</p> <p>(b) 保育緊急確保事業における、放課後児童クラブ開所延長支援事業につきましては、今年度は利用する考えはございません。今後、来年度を見据えて指導員の待遇改善と合わせ利用できるかどうか精査してまいります。 【回答不十分】理由の説明がありません 【再】 ・当該補助制度を年度途中で利用することは、放課後ルーム指導員のみ適用となり、他の臨時・非常勤職員に与える影響があるため、来年度を見据えて指導員の待遇改善と合わせ利用できるか精査するとしたものです。</p> <p>(c) 放課後ルームの指導員の配置につきましては、船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき決めてまいります。</p>

		<p>【回答のすり替え】現行の基準の公表を求めています。  【追加】10/1現在の指導員の配置と基準からの不足を公表してください。  【再】  ・放課後ルーム職員配置基準 別紙のとおり  ・各ルーム毎の指導員配置状況 別紙のとおり  要配置総数 435人 実配置総数 409人  注)非常勤職員の不足に対し補助指導員等を充てているため、職種ごとの不足数は、一覧表上の合計欄の過不足欄を参照してください。</p>
⑥	<p>保育園の開所は7:00ですが、放課後ルームは8:00開所です。新一年生にとっては、この1時間の差が大きな問題となります。  保護者が児童より先に出社し、児童だけで戸締まりをして家を出ることは困難です。そのため家と一緒に出た後で、遠回りをしてルームに向かったり、やむなく開所前の校庭で過ごす児童も少なくありません、長期休暇などの一日開所日は、朝の保育開始時刻を7:00からに早めてください。</p>	<p>土曜日などのいわゆる学校休業日につきましては、午前8時から午後7時までの間で開所をしております。この時間は学校の登校時間等を基本に行っております。その中で1日開所する場合には、放課後ルームでの出来事や、お子様の様子などを指導員の間で引き継ぐための時間も考慮し、午前8時から午後2時まで勤務する職員と午後1時から午後7時まで勤務する職員といった形で勤務時間を割り振ることで対応していることから、引き続き現状の時間帯で実施してまいりたいと考えております。</p>
⑦	<p>保護者会は、保護者と指導員、または保護者同士が話し合える貴重な機会です。保護者が時間を割いて出席しようと思える価値がある内容を毎回工夫してください。長期休みの持ち物の注意など一方的な連絡だけであればプリントの配布で十分です。</p> <p>a) 児童のプライバシーに配慮した範囲内で、日々の保育から実践報告を盛り込んでください。</p> <p>b) 保護者への一方的な依頼でなく、一緒に考えて問題を解決できるよう、良い方法を問いかけるようにし、保護者に発言させてください。</p>	<p>(a) 保護者会で、お子様の日常の様子をお知らせしております。</p> <p>(b) 保護者会は、指導員と保護者または保護者同士が話し合える機会と考えておりますので、積極的にご発言いただければ幸いです。</p>

<p>⑧</p>	<p>放課後児童クラブガイドライン(平成19年10月19日付け雇用均等・児童家庭局長通知)等に掲げる以下の業務・役割に関して、放課後ルーム指導員の業務としてマニュアル化し、徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの生活の連続性を確保するため、下校時刻の確認、行事予定等の交換、子どもの病気や事故の際の連絡、校庭の利用などに関して、小学校と日常的な情報交換を行い、情報の共有を図ること。</li> <li>・放課後児童健全育成事業を行う者と保護者が子どもの発達の状況や抱えている課題に共通理解を持つことができるよう、連絡帳、個人面談、保護者会活動への参加等を通じて子どもの生活の様子を保護者に伝え、理解してもらうよう日常的な連絡・情報交換を行うこと。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害や不審者侵入などの非常時に対する日頃からの備えとして、防災・防犯対策に関する計画やマニュアルを策定し、警察・消防等の関係機関と情報の共有を図ること。また、自然災害発生時への対応に備えて、少なくとも毎月1回は避難訓練の実施を計画すること。</li> <li>・子どもや保護者が要望を述べやすいよう、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し利用者に周知すること。また、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。</li> <li>・児童虐待を早期に発見するため、子どもの心身の状態や親子関係・家族の態度について、きめ細かな観察を行うこと。また、児童虐待等への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。</li> </ul>	<p>放課後ルーム指導員の業務・役割につきましては、船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき示してまいります。</p>
----------	--	--